

縁(ゆかり)通信

(女性とシニアに役立つ情報をお伝えします)

安倍元首相の国葬が決まりましたね、まさか日本でそのような事件が起きるなんて、とてもショックでした。ご冥福をお祈りいたします。国葬には様々な意見があるようですが・・・やっぱり私が気になるのは、奥様の安倍昭恵さんのことです。

安倍ご夫妻には、お子様がいらっしゃらなかったのですね。住んでいた東京の豪邸の居宅部分は、ご主人名義ではなく、なんと！母親の名義とのこと、『無料で住んでいたのか・賃貸だったのかな』ただ、このまま昭恵さんは、暮らすことができるのか・・・他にも家があるから、そこに暮らすのかな・・・なんて不謹慎なことを考えてしまいます(ごめんなさい)

キーワード 『財産全部は要注意、請求には期限あり』

遺留分(いりゅうぶん)？

(前回のあらすじ) 見知らぬ兄弟がいると知った長男「夏男」は、長女「秋子」に連絡し話し合いをすることに。

父親が亡くなってから、しばらくぶりに顔を合わせた四季家のきょうだい達。

秋子「兄さん、あれから、認知されたって言ってた人から何か連絡あったの？」

夏男「それが、父さんの部屋に飾ってある絵が欲しいって言うんだよ」

秋子「え？あれは父さんが趣味で描いて飾っていた、何の価値もない絵よ」

夏男「そうだよな・・・絵の裏にでも何か隠してあるかと思って、外してみたけど、何もなかったし」

秋子「また何かあったら、ネコババしようと思ったのね！」

冬子(次女)「もう、二人ともやめましょうよ・・・父さんが悲しむわ」

秋子「冬子は、イヤじゃないの？父さんに隠し子がいたのよ！いつもそうやって良い子なんだから。兄さんが全部相続したときも、私はそれで良いって言うし。」

冬子「だって、私は別に家があるから父の家には住めないし、だからといって生まれ育ったこの家を壊すなんて嫌だった、兄さんが住んでくれるならその方が嬉しいし、父さんなりに何か考えがあって書いたんだと思う」

秋子「それはそうだけど・・・でも調べたら、私たちには遺留分(いりゅうぶん)があるらしいのよ、何の相談もなく、全部自分のものにするなんて、私は、そこが気に入らないのよ」

普段おとなしい冬子の援護射撃で、兄はしたり顔だろう、そう思って秋子が夏男の顔を見るとそこには、神妙な顔で涙を浮かべた夏男がいた。

あれ？夏男は、どうしたんでしょうね、さて！ここで聞きなれない言葉が出てきました。

「遺留分(いりゅうぶん)」とは、なんでしょう。

民法第1042条「**兄弟姉妹以外の相続人**は、遺留分として…」と続きを書くと、読むのが嫌になると思うので(笑)超簡単に言ってしまうと

『遺言があっても、奪うことのできない財産があり、その割合が決まっている』ということ。

少し具体的に説明すると「**私に遺留分がある!**」と言えるのは?

①配偶者 ⇒ 妻や夫

②子 ⇒ 認知していれば、もちろん子になります

③直系尊属(って誰?) ⇒ 亡くなった人の父母

※難しい言葉は覚えなくても良いのですが、相続財産は、**もらえる権利のある人**(兄弟姉妹以外)に「1円もあげたくない!」と言っても「私には権利がある」と言われるかもしれない。

ということを覚えておいてください。

ただし、**注意点**があります「遺留分があります」と言えるのは……

1. 亡くなった人の**兄弟姉妹以外**
2. 亡くなったことを知った時から**1年以内**に請求する(遺留分侵害額の請求)難しい言葉
3. 請求は家庭裁判所



さて、来月は、いよいよ最終回です。

秋子は遺留分を請求するのか? 夏男はなぜ神妙な顔をしていたのか……

次回のテーマは『相続が争族にならないために』です!

【編集後記】

8月31日に東京で開催されていた「エンディング産業展」に行ってきました。

初めて参加しましたが、終活ビジネスの幅の広さに驚きました。

コロナの影響で、葬儀は縮小されていると思っていたのですが「豪華絢爛な仏衣や棺桶」コロナの影響で考えだされたのか「リモート葬儀参列」に、お通夜や葬儀は誰の為のものなのか…それにしても東京は暑すぎました💦

発行 行政書士 塩崎由花里事務所

所在地 〒003-0029 北海道札幌市白石区平和通2丁目北1番9号

電話番号 090-8279-6075 011-595-8178 FAX 番号 011-595-8179

お問合せメールアドレス info@shiozakiyuari.com HP <https://shiozakiyukari.com/>

遺言書の書き方が知りたい・相続の手続きは誰に頼めば良いのか分からない

忙しくて時間がない! そんな女性とシニアの悩みを解決します!